

【参考】人権条例 和歌山県内の条例アウトライン

田辺市	和歌山県	和歌山県	和歌山市	橋本市	御坊市	高野町	湯浅町	湯浅町	かつらぎ町	那智勝浦町
	和歌山県人権尊重の社会づくり条例	和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	橋本市人権尊重の社会づくり条例	御坊市人権尊重のまちづくり条例	高野町人権尊重の社会づくり条例	人権を大切にす るまちづくり条例	湯浅町部落差別をなくす条例	かつらぎ町人権条例	那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例
前文	前文			前文						前文
目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
定義	県の責務	基本理念	本市の責務	市の役割等	市の責務	町の責務	町の責務	定義	町の責務	町の責務
基本理念	県民の責務	部落差別の禁止	市民の責務	市民の役割	市民の責務	町民の責務	町民の責務	基本理念	人権施策の推進	町民の責務
市の責務	人権施策基本方針	県の責務	人権啓発活動の充実	人権施策基本方針	教育及び啓発活動の充実	人権施策の推進	人権施策の推進	町の責務	推進体制の充実体制の充実	推進体制の充実
市民の権利と役割	和歌山県人権施策推進審議会の設置等	県民の責務	和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会の設置	橋本市人権尊重の社会づくり審議会	審議会	推進体制の充実	推進体制の充実	相談体制の充実	相談・支援体制	人権尊重推進委員会
事業者の役割	審議会の組織等	事業者の責務	所掌事務	委任	委任	相談・支援体制	相談・支援体制	教育及び啓発	委任	
田辺市人権施策基本方針に基づく人権施策の推進	委任	部落差別への取組	組織			委任	委任	計画及び調査		
推進環境の充実		教育及び啓発	任期					推進体制の充実		
人権教育及び啓発の推進		相談体制の充実	会長及び副会長					モニタリング		
相談及び支援事業の推進		部落差別の実態把握	会議					審議会		
分野別の人権課題に対する施策の推進			守秘義務					差別行為の情報提供		
委任			庶務					差別行為の調査		
			委任					差別者への指導及び助言		
								差別者への勧告		
								差別者への命令		
								差別者の氏名等の公表		
								被差別者の支援及び救済		
								秘密保持		
								委任		